

## 検討テーマ各項目

## 【 1 】 山下委員

規制改革事項 (必ず御記入下さい)	農業振興地域の整備に関する法律(農振法)を強化して、ヨーロッパ型のゾーニング制度を導入するとともに、農地法による規制はすべて廃止する。
規制の概要 (必ず御記入下さい)	農地の確保は農地法と農振法の2法による転用規制により、守られているが、両方ともザル法として有名である。1960年から、現在の農地面積461万haの半分以上に相当し、現在の全水田面積に相当し、また農地改革で小作人に開放した194万haを上回る250万haがかい廃された。その半分以上は転用である。
賛成の意見	<p>農振法は市町村長が線引き(ゾーニング)事務を行うこととしているため、農振法第10条第3項の農用地区域編入要件を満たすにもかかわらず、市町村長が農用地区域として指定していない地域が17万ヘクタールも存在している。</p> <p>さらに、編入されている農地についても、選挙民から転用したいという声が上がると、容易に線引きを見直してしまう。しかも、市町村の方で線引きを見直したい人はいませんかという御用聞きのような対応を行っている例もある。このため、5年ごとの基礎調査に基づき見直すことが原則とされているが、「または経済事情の変動その他の情勢の推移等により必要が生じた場合に」変更ができるという規定(農振法第13条第1項)を根拠に、実際には平均すると1.5年に一回見直されている。</p> <p>また、土地改良事業完了後8年たてば除外することもできることとされていることから、同事業への農家の参加同意を取り付ける際に、「8年たてば転用できるから印を押してくれ」という説得も行われている。さらに、農振法施行規則第4条の4第1項第27号により「市町村の農業振興計画に位置付けられた施設」は農用地区域から除外可能とされているため、土地改良事業完了後8年を経過しない農地も転用可能となっている。この第27号計画に位置付けられる施設に限定はないことから、農業振興とは関係ない施設(工場、大規模小売店舗、住宅)の立地も行われている(先に転用があり、後で農用地区域からの除外理由をつける例が存在)のが現状である。</p> <p>フランスのように線引きを厳格に設定するようにすべきであるとともに、いったん決定した線引きは容易に変更できないよう</p>

	<p>にすべきである。フランスはゾーニングだけで農地を確保しており、農地法に相当する法規制は存在しない。</p> <p>農地法の全廃は難しいにしても、少なくとも、市町村長の農振法の適正な適用、「または経済事情の変動その他の情勢の推移等により必要が生じた場合に」という規定の撤廃、土地改良事業完了後 8 年たてば除外することもできる規定の削除、農振法施行規則第 4 条の 4 第 1 項第 27 号の廃止、線引き変更に当たっての農林水産大臣への協議を行うべきである。</p>
慎重な意見	

【 2 】 佛田委員 - 1

<p>規制改革事項 (必ず御記入下さい)</p>	<p>農地法の土地利用計画の厳格化と新たなゾーニング</p>
<p>規制の概要 (必ず御記入下さい)</p>	<p>市町村や都道府県が農地の転用権限を一定程度持つ(4ヘクタール以下)ことから、不合理な公共転用や第三セクター・民間転用が見受けられる。不法転用についても、強制執行の権限を持ちながらも現実にその処理が追いついていないケースも見受けられる。先進国にふさわしい美しい国と地域を実現するためにも、あるべき農業農村のあり方に沿ったゾーニングとその規制を厳正化すべきである。</p>
<p>賛成の意見</p>	<p>農地の転用権限を基本的に国が持つことにより、地方公共団体の一方的な都合による転用ができなくなり、国全体としての農地利用のあり方の観点から農地のゾーニングが可能となる。また、地域住民が豊かな農業に触れることの出来る、競争力ある農業と美しい地域の実現に資する農地制度とすべきである。</p>
<p>慎重な意見</p>	<p>農地転用に時間がかかるようになる恐れがある。</p>

【 3 】 吉田委員

<p>規制改革事項 (必ず御記入下さい)</p>	<p>土地利用に関する措置の強化（農業振興地域の整備に関する法律第5章）</p>
<p>規制の概要 (必ず御記入下さい)</p>	<p>耕作放棄された農地の所有者に対する勧告等の措置の厳格運用と適切な措置を怠った場合の公務員への罰則強化。 一定期間耕作放棄された農地の耕作権の強制的な移動措置、宅地並課税などペナルティの強化</p>
<p>賛成の意見</p>	<p>このことにより、農地の権利取得及び転用制限にかかる議論を農業生産法人の構成要件に持ち込む必要はなくなり、一般法人と農業生産法人の区別も必要なくなる。 また、措置実施者が自治体であることから、農業委員会の権利取得及び転用制限の許可権限を自治体に移すこととの整合性がと機動性が確保できる。</p>
<p>慎重な意見</p>	

【 4 】 佛田委員

<p>規制改革事項 (必ず御記入下さい)</p>	<p>農地の村外(県外・国外)所有者の管理利用責任の義務化</p>
<p>規制の概要 (必ず御記入下さい)</p>	<p>相続等によって不在地主による農地の所有が増えつつあるなかで、農家組合(集落の農家組織)の賦課金の集金等の集落管理コストが増大するとともに、集落が課す見えざる租税公課とその管理義務については、不在地主の意識として希薄化しつつある。また、耕作放棄地等については、その存在すら実態として放棄しつつあることから、結局、親戚や地元の関係者が管理することとなっている。このような事態は、農地の利用集積からも弊害が生じており、農家経営の負担となっていることから、一定程度の管理利用責任を義務化すべきである。</p> <p>改正農地法においても、遊休農地対策の強化が図られたが(農地の特定利用権の改正等)手続きが煩雑で実効性は乏しいと考えられるため、より簡便で実用的な仕組みを整備すべきである。</p>
<p>賛成の意見</p>	<p>集落における農地管理は、面的に行われる必要があり、部分的に管理が行われないことは、全体の利用について大きい影響を及ぼすことから、管理利用責任を義務化することは、耕作放棄地を削減する観点からも重要である。</p>
<p>慎重な意見</p>	

【 5 】 農業WG

規制改革事項	農業生産法人の要件（資本、事業、役員）の更なる緩和
規制の概要	<p>農業生産法人（農地の権利を取得できる法人）の設立には、出資者、実施事業、業務執行役員の業務についての要件等を満たすことが必要。（農地法第2条第3項第1～3号）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>関連事業者の議決権の合計の上限は総議決権の1/4以下。ただし、農業生産法人と連携して事業を実施する一定の関連事業者（農商工連携者等）が構成員の場合は、関連事業者の議決権の合計の上限は総議決権の1/2未満。</p> <p>主たる事業（売上の50%以上）を農業と関連事業に限定。</p> <p>農業又は関連事業に常時従事（150日以上/年）役員が過半数、かつ更にその過半数は60日以上/年の農作業従事が必要。</p> </div>
賛成の意見	<p>現行法下では、農業者以外の出資上限を最大2分の1未満に限定するなどの入口規制により、意欲のある者・企業（ベンチャー含む）の農業参入が阻害されている。担い手不足が深刻化する中、新たな担い手となり得る新規参入者に対する参入障壁を低めるため、適切に農業を行なうことを前提に、農業生産法人の要件（資本、事業、役員）を緩和すべきである。</p>
慎重な意見	<p>利潤を追求する株式会社の参入により農地の転用が進むのではないか。</p>

【6】山下委員

<p>規制改革事項 (必ず御記入下さい)</p>	<p>農地信託事業の対象者の規制緩和</p>
<p>規制の概要 (必ず御記入下さい)</p>	<p>農地信託事業は、農協、農地保有合理化法人等にしか認められていない。</p>
<p>賛成の意見</p>	<p>アルゼンティンの農業ファンドは農地信託によって発展してきている。 農地信託事業は以前は農協にしか認められなかったが、農地保有合理化法人等にも対象を若干拡大してきている。しかし、市町村段階の農地保有合理化法人の実態は平均の専従者は0.3人程度でほとんどが兼務者であるなど、その活動は低調である。 このような規制は、信託銀行などの民間の参入を妨げているばかりか、農家が農協以外に信託する道が閉ざされている。独占禁止法以外にも、農協に事業の独占を認めている法規制が存在する。</p>
<p>慎重な意見</p>	

【 7 】 吉田委員

<p>規制改革事項 (必ず御記入下さい)</p>	<p>農業委員会の廃止(農地法第2章、農業委員会等に関する法律、)</p>
<p>規制の概要 (必ず御記入下さい)</p>	<p>農業員会は廃止し、権利移動及び転用制限の許可権限を国もしくは地方自治体に付与する。 自治体に付与する場合は、(自治体が利益関係者の圧力に影響されやすいとの懸念を持つ方が多いため、国の所管とすべきという意見の方が多いため)首長の諮問機関(審議会)を設置、国土利用、土地利用計画、農業関係の国、県の職員(メンバーが公務員であれば公開性を担保でき、行政不服審査法等による住民からのアクセスも容易となる。)研究者等で構成。議論は公開、利害関係を有する農業経営者及び農業団体関係者は、構成メンバーに含めず、参考人として意見聴取する対象とする。</p>
<p>賛成の意見</p>	<p>農業生産法人の構成要件、農業委員会の構成メンバーにかかる検討は、農業員会による農地法の権利移動及び転用制限の厳格な運用ができていなかった現状と農業員会の存続を前提としたものである。このために、まず、頭書の課題について検討を行った上で、の課題の検討を行うことが必要だと思慮する。</p>
<p>慎重な意見</p>	

【 8 】 佛田委員 - 2

<p>規制改革事項 (必ず御記入下さい)</p>	<p>転用権限についての国への権限委譲</p>
<p>規制の概要 (必ず御記入下さい)</p>	<p>市町村や都道府県が農地の転用権限を一定程度持つ(4ヘクタール以下)ことから、不合理な公共転用や第三セクター・民間転用が見受けられる。不法転用についても、強制執行の権限を持ちながらも現実にその処理が追いついていないケースも見受けられる。そのことによって集団的かつ効率的な農地利用についても障害が発生していることから、一部の例外や事前に定めた利用法を除いて転用等の権限を基本的に国が持つことによって、景観に配慮した効率的な土地利用が可能となる。</p>
<p>賛成の意見</p>	<p>農地の転用権限を基本的に国が持つことにより、地方公共団体の一方的な都合による転用ができなくなり、国全体としての農地利用のあり方の観点から農地のゾーニングが可能となる。また、地域住民が豊かな農業に触れることの出来る、競争力ある農業と美しい地域の実現に資する農地制度とすべきである。</p>
<p>慎重な意見</p>	<p>農地転用に時間がかかるようになる恐れがある。</p>

【 9 】 農業WG

規制改革事項	農業委員会の在り方の見直し（客観性・中立性の向上）
規制の概要	<p>農業委員会は原則として市町村に必置とされており（農業委員会等に関する法律第3条第1項）、選挙による委員及び選任による委員の構成は以下のとおりである。</p> <p>選挙委員：40人を超えない範囲で条例で定める（同法第7条）。ただし、選任委員より多い人数が必要（同法施行令第2条の2）。</p> <p>選任委員：農協、農業共済組合及び土地改良区がそれぞれ推薦した理事又は組合員各1人（同法第12条1号）。</p> <p>・市町村議会が推薦した学識経験者4人以内（4人以下の定数とするには条例制定が必要）（同法第12条2号）。</p>
賛成の意見	<p>現行法の委員構成では、地元農業者及び農業関係者（農協、土地改良区代表等）が委員の大多数を占めることとなり、転用利益確保のための農地転用の許可や農地利用関係の調整において恣意的な運用が散見されるとの指摘がある。農地の保全に資する客観的・中立的で公正な判断を行なう組織となるよう、農業委員会の委員構成を見直すべきである。</p>
慎重な意見	

【10】 寺田委員

<p>規制改革事項 (必ず御記入下さい)</p>	<p>農地の賃借の許可の迅速化</p>
<p>規制の概要 (必ず御記入下さい)</p>	<p>企業の農業参入において、農地の賃貸借等は農業委員会の総会で許可を得る必要があるが、農業委員会の総会は月1回しか開催されず、企業側の準備が整っていても、農業参入に遅滞が生じるケースがある。農業委員会の総会の開催頻度を上げるなど、何らかの手段で農地賃借の許可手続きを迅速化すべきである。</p>
<p>賛成の意見</p>	<p>農業の新たな担い手となり得る企業の新規参入を促進するために、適切に農業を行なうことを前提に、農地の賃貸借手続きを迅速に行うべきである。</p>
<p>慎重な意見</p>	

【 1 1 】 山下委員

<p>規制改革事項 (必ず御記入下さい)</p>	<p>農協からの信用・共済事業の分離</p>
<p>規制の概要 (必ず御記入下さい)</p>	<p>農協は、農業資材の購入、農産物の販売等の農業関係事業ではなく、金融(信用)事業、保険(共済)事業も行う世界に例をみない総合農協である。これは、昭和恐慌による農村の貧困を救うため、農林省の経済更生運動によって作られたものであるが、これが現在まで継続している。</p>
<p>賛成の意見</p>	<p>多数の零細な兼業農家を相手とする農業関係事業は、効率が悪く、経常的に赤字である。農協はこの赤字を信用・共済事業の黒字で補てんしてきた。信用・共済事業を分離すれば、兼業農家主体の農協運営を改めることが可能となり、農業の構造改革が進展する。</p> <p>農業関係事業ではなく信用事業の効率性を向上させるために、農協は合併して規模拡大を図ってきた。しかし、農業で採算の合わない周辺の農村地域から農協は支所等も撤退させてきた。特に中山間地域など営農指導の見返りとしての農産物販売等からの手数料収入が見込まれない地域では、農協はいち早く営農事業から撤退している。</p>
<p>慎重な意見</p>	<p>信用・共済事業の黒字で無報酬の営農活動を行っている。</p>

【 1 2 】 農業WG

規制改革事項	農業協同組合等に対する独占禁止法の適用除外の見直し
規制の概要	<p>独占禁止法では、共同経済行為等（共同生産・共同販売等）によって競争を制限することは原則として禁止されている。しかし、小規模事業者等が協同組合を組織して、市場における有効な競争単位・取引単位として競争することを期待して、一定の要件を満たした組合（農業協同組合も該当しうる）は同法の適用除外となっている。＜独占禁止法第 22 条＞</p> <p>なお、これらの組合であっても、「不公正な取引方法を用いる場合」又は「一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引上げることとなる場合」は独占禁止法が適用される。公正取引委員会は、農業協同組合について、組合員に対して農業協同組合の事業の利用（いわゆる系統利用）を強制するといった問題行為がみられたことを踏まえ、農業協同組合における独占禁止法の理解の浸透と法令順守体制の強化に資するべく、平成 19 年に「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」を策定・公表している。</p>
賛成の意見	<p>農業協同組合は経済事業・信用事業等多岐にわたる事業を地域独占的に行っているため、公正な競争が阻害され、産業の健全な発展が阻害されているおそれがある。農業協同組合等に対する独占禁止法の適用除外により、産業の健全な発展が阻害されるおそれがないか検証し、必要な見直しを行うべきである。</p>
慎重な意見	

【13】 農業WG

規制改革事項	農協に対する金融庁検査・公認会計士監査の実施												
規制の概要	<p>農協は販売、共済事業に加え、信用事業（貯金、貸付、証券業の取扱い）の実施が認められている。農協は今や多くの都道府県で地方銀行・信用金庫に次ぐ貯金シェアを確保する巨大金融機関となっている。</p> <p>しかし、農協法に基づき、全国農業協同組合中央会（全中）下の資格である農協監査士が指導と監査を一体的に行っているなど、他の銀行・信用金庫・信用組合のような検査・監査は実施されていない。</p> <table border="1" data-bbox="443 707 1404 882"> <tr> <td></td> <td>単位農協</td> <td>信用農業協同組合 連合会(県信連)</td> <td>農林中央金庫</td> </tr> <tr> <td>検査</td> <td>都道府県</td> <td>都道府県 財務支局</td> <td>金融庁</td> </tr> <tr> <td>監査</td> <td>農協監査士 (全中による資格試験)</td> <td>農協監査士 (全中による資格試験)</td> <td>公認会計士</td> </tr> </table> <p>：他金融機関と大きく異なるもの</p> <p>信用組合の検査・監督権限は、H12.4.1より都道府県から金融庁に移管</p>		単位農協	信用農業協同組合 連合会(県信連)	農林中央金庫	検査	都道府県	都道府県 財務支局	金融庁	監査	農協監査士 (全中による資格試験)	農協監査士 (全中による資格試験)	公認会計士
	単位農協	信用農業協同組合 連合会(県信連)	農林中央金庫										
検査	都道府県	都道府県 財務支局	金融庁										
監査	農協監査士 (全中による資格試験)	農協監査士 (全中による資格試験)	公認会計士										
賛成の意見	<p>現在の農協だけに認められた内部監査システムでは、不祥事が相次いで起こるなど、信用事業の適正な実施が確保されていない。他金融機関とのイコールフットイングを図る観点からも、農協経営と利害関係のない金融庁及び公認会計士による、他金融機関同様の検査・監査を実施すべきである。</p>												
慎重な意見	<p>農協監査士による指導と監査が一体となっているからこそ、必要な改善が確実に行われるのではないか。</p>												

【 1 4 】 山下委員

規制改革事項	農協の一人一票制を見直し、出資額に応じた議決権とする
規制の概要	農協法は組合員平等の原則に立ち、農協の利用率や農家の規模にかかわらず、どの組合員にも平等の議決権を与えている。
賛成の意見	<p>農協の組合員は約500万人いるが、ほとんどが兼業農家と農業をやめた本来は組合員資格を有しない土地持ち非農家と呼ばれる人たち（これは明白に農協法違反）である。65歳未満の専業農家は約30万戸に過ぎず、農協の経済・政治活動には大きな発言権を有する兼業農家や土地持ち非農家の意見が反映されてきた。</p> <p>このため、農協は構造改革による専業農家の育成という考え方を「選別主義」であるとして一貫して反対してきた。多数の兼業農家を維持すれば、政治力も発揮できるし、これらの農家が莫大な農外所得や農地転用利益を農協に預金するので農協経営にも役に立つからである。脱農化で発展してきた現在の農協は、「農業」協同組合という実態を有していない。</p> <p>一人一票制は農家が等しく小さい規模だった農地改革後の農村には適合していたが、専業、兼業という農家の分化が進み、売上高1000万円以上のわずか14万戸の農家が農業生産額全体の6割を生産するような時代には不適合となっている。しかも組合員のほとんどは米農家である。このため、農協の政治活動は、米、特に米価に傾斜して行われてきた。米価をあげたので、零細兼業農家が滞留した。これは農協が政治力を維持するためにも、高米価で米や肥料・農薬・農業機械などの高い販売手数料収入を獲得し農協経営を安定させるためにも有効だった。米について特に構造改革が遅れているのはこのためである。日本農業の構造改革を推進するためには、農協の一人一票制を見直す必要がある。</p> <p>すでに、欧米諸国等では、利用高や農地面積に応じた発言権を認める「新世代農協」が活躍している。もはや一人一票制は協同組合活動の基本原則ではない。農協はロッチデールの原則を金科玉条のように主張するが、この原則も当初の政治的中立という原則をのちに削除するなど、絶対的なものではなく恣意的人為的なものにすぎない。</p>
慎重な意見	一人一票制は協同組合活動の基本原則である。

【 1 5 】 山下委員 - 2

規制改革事項	准組合員の廃止
規制の概要	農協には、他の協同組合には認められていない、地域の住民であれば誰でも農協を利用できる准組合員制度がある。しかも、現在では准組合員は農協の組合員の半数を占めるにいたっている。
賛成の意見	<p>准組合員制度が農協だけに認められたのは、GHQの要求により組合員を農民に限ったため、かつては農協の母体だった産業組合の組合員になれた地主も農協を利用できるようにしたこと、</p> <p>戦前および農地改革直後の産業組合や農協は、非農家も組合員とし、農村すべての事業を行う地域協同組合だったことによるものである。当時は農村における非農家の割合は少なかった。しかし、農家が農村の多数を占めた時代は過去のものであり、「農業」協同組合として活動させるためにも、農協の構成員資格は農業者に限定すべきである。また、以前は地域住民も住宅ローンを取得するために農協の准組合員となるメリットがあったが、一般の銀行も住宅ローンを行うようになっている現在、その必要性は失われている。</p>
慎重な意見	

【16】 山下委員 - 1

規制改革事項	土地持ち非農家の組合員資格保有という農協法違反状況の解消
規制の概要	農協の組合員は約500万人いるが、ほとんどが兼業農家と農業をやめた本来は組合員資格を有しない土地持ち非農家と呼ばれる人たち（これは明白に農協法違反）である。
賛成の意見	<p>農協の経済・政治活動には大きな発言権を有する兼業農家や土地持ち非農家の意見が反映されてきた。このため、農協は構造改革による専業農家の育成という考え方を「選別主義」であるとして一貫して反対してきた。脱農化で発展してきた現在の農協は、「農業」協同組合という実態を有していない。</p> <p>農家が農村の多数を占めた時代は過去のものであり、「農業」協同組合として活動させるためにも、農協の構成員資格は農業者に限定すべきである。</p>
慎重な意見	

【17】 山下委員

<p>規制改革事項 (必ず御記入下さい)</p>	<p>農協による株式会社等の子会社設立や株式会社等への出資の制限</p>
<p>規制の概要 (必ず御記入下さい)</p>	<p>規制なし</p>
<p>賛成の意見</p>	<p>このような会社は、2004年で株式会社439社、有限会社151社に及んでいる。このような会社設立は、農協法による事業種類限定、員外利用規制をかいくぐるものとして、脱法的に行われる場合も多いといわれている。しかし、資本主義に対抗して出現した協同組合が株式会社を設立すること自体自己矛盾である。また、組合員によるコントロールがさらに困難となり、農協組織自体の発展を目指した運営が行われかねない。</p>
<p>慎重な意見</p>	

【 18 】 農業WG

規制改革事項	新規農協設立の弾力化（地区重複農協設立に係る「農協中央会協議」条項）
規制の概要	既存の農協と地域を重複する別の農協（既存農協が他農協と地域を重複して拡大する場合を含む）を設立する際には、地区重複により既存農協の振興に支障がないことが要件とされているところ、農協の認可を行う行政庁は、関係市町村及び関係農業協同組合中央会に協議せねばならない（農協法第60条第1項第3号・第4号、第2項）。
賛成の意見	上述の規定により、現在は事実上新規農協の設立は困難である。農協間競争が促進され、各農協の経営努力の促進及び農業者の選択肢の増加が図られるよう、農協中央会との協議を義務付ける条項を削除し、容易に新規設立が可能となるようにすべきである。
慎重な意見	

【 1 9 】 農業WG

規制改革事項	農業協同組合・土地改良組合・農業共済組合の役員への国会議員等の就任禁止
規制の概要	農業協同組合・土地改良組合・農業共済組合の役員については、それぞれ農業協同組合法・土地改良法・農業災害補償法に理事・幹事等に関する規定（定数・任期・役員の資格等）が定められているところであるが、国会議員等の就任を禁止する規定はない。
賛成の意見	法律に基づいて公共性の高い事業を行なっている団体であり、政治的中立を確保する観点から、特定の組織、政党等の影響を受けているとの疑念を国民から持たれることのないようにすべきである。
慎重な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 重要な団体の役員に、構成員の要望にもかかわらず、人望のある人格、知識、経験を備えた役員候補が、有権者から信任を受けた議員というだけで、役員候補にすることもできず、役員就任も拒否させねばならないのは合理的でない。</li> <li>● 選任された委員が独裁的運営でもしない限り、議員が役員に就任しているだけで、特定の組織、政党等を支援・優遇することは不可能であり、疑念が生じるようなことは起こり得ない。</li> </ul>

【20】 農業WG

規制改革事項	農業共済の見直し（農作物共済（米・麦）に係る強制加入制の見直し）
規制の概要	米（水稻・陸稻）及び麦は、農業災害補償法に規定される農作物共済によって、知事の定める基準面積以上（例えば水稻の場合、都府県で 20～40a、北海道で 30a～1ha）の生産者は、当然加入（すべての耕作地について強制加入）とされている。国庫は共済掛金の約 2 分の 1 を負担している。
賛成の意見	他の農産物と同様、米・麦に係る保険も経営者の判断による任意加入制にすべきである。これにより、リスクへの対処を含めた個々の経営者の判断が尊重され、より効率的な農業経営に資する。また、共済組合員獲得のため、組合運営におけるコスト削減等の経営努力が促進される。
慎重な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害がおきた際に農業経営・地域社会の安定が図られないのではないか。</li> <li>● 安定的な保険母集団が確保できず、共済の運営が不安定になるのではないか。</li> </ul>

【 2 1 】 佛田委員

<p>規制改革事項 (必ず御記入下さい)</p>	<p>堆肥の流通自由化等に向けた肥料取締法の改正</p>
<p>規制の概要 (必ず御記入下さい)</p>	<p>家畜糞尿の堆肥利用については、自家利用について問題はないが、肥料的利用を行うにあたっては、一部の家畜糞尿等の利用が公定規格として定められていないことから複合肥料として流通ができにくい状況にある。</p> <p>具体的には、肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部について改正することとし、化成肥料の定義二に掲げる原料として、「たい肥(牛ふん又豚ふんのいずれか一つもしくはその両方と家きんのふんを混合し主原料としたもの及び、食品残渣を主原料としたもの等。)」を追加する等についての規制緩和が必要。(なお、水分調整、通気性改善の為の副資材として一般的に使用される有機性の素材として、木質系材料(おが屑等) わら、もみがら等の使用は認められることとする)</p>
<p>賛成の意見</p>	<p>家畜糞等の堆肥を通常の有機原料として流通を一般化し、通常の複合肥料の中に使用することは、資源の有効活用と施肥の合理的利用を促進することとなる。また、食品残渣を原料としたたい肥は有害物質の含有が無く、有用な肥料として利用できる。</p> <p>肥料の利用環境として、有機質肥料の国際的消費増から価格も上昇し始めており、また、畜産農家にとっても、堆肥の有効利用を進めることが処理コストの低減が可能となる。</p>
<p>慎重な意見</p>	

【 2 2 】 佛田委員

<p>規制改革事項 (必ず御記入下さい)</p>	<p>市街化調整区域の直売所の面積用途制限の緩和</p>
<p>規制の概要 (必ず御記入下さい)</p>	<p>市街化調整区域における農産物直売所等の設置には、面積用途制限が課せられており、近隣集落のための利用等を主体とした施設としていることから、小規模面積の施設のみ認められており、その規模制限も都道府県によって見解はまちまちであることが、当該地域における農業振興と理解の助長を妨げているのではないか。</p>
<p>賛成の意見</p>	<p>市街化区域と都市計画の区域外についての直売所の規制と比較して、市街化調整区域についての直売所設置については厳格な規制となっており、一定程度の面積と用途制限の緩和が必要である。</p>
<p>慎重な意見</p>	

【23】 木村委員

<p>規制改革事項 (必ず御記入下さい)</p>	<p>農地法の規制緩和について</p>
<p>規制の概要 (必ず御記入下さい)</p>	<p>農地法により、農地を多目的に利用することは制限されているが、事業実施の上で、制約となることが多い。たとえば体験型の農業体験プログラムを提供する場合など農業の振興に資する施設であっても、当然必要となる利用者の駐車場を農地に造成することは許されない。真に農業の振興につながる目的であれば転用を例外的に認めるなど、柔軟な対応が求められる。</p>
<p>賛成の意見</p>	
<p>慎重な意見</p>	

【 2 4 】 木村委員

<p>規制改革事項 (必ず御記入下さい)</p>	<p>畜産の新規事業実施についての問題点</p>
<p>規制の概要 (必ず御記入下さい)</p>	<p>畜産の新規事業を立ち上げるためには、必ず地元の反対意見がついて回る。地元の協力を取り付けることは、補助事業を活用したり、その他の許認可を得るためにも必要とされるため、どの程度の同意を得たらよいかを行政サイドに問い合わせると、「法的な根拠はないが、地元関係者との協調を図って欲しい」との回答しか得られない。地元関係者に理解してもらうよう努力することは、事業を実施する企業の当然の義務と認識しているが、心配を完全に取り除くことは不可能で、ややもすると、ごく少数の反対意見があることを理由に事業実施が保留されるあるいは、中止に追い込まれることがある。畜産振興という観点からは、どこまで協力を取り付けることが必要なのか明確な基準が求められる。</p>
<p>賛成の意見</p>	
<p>慎重な意見</p>	

【 2 5 】 佛田委員

<p>規制改革事項 (必ず御記入下さい)</p>	<p>農家民宿等の宿泊施設のさらなる規制緩和</p>
<p>規制の概要 (必ず御記入下さい)</p>	<p>日本における長期滞在型農村・地域宿泊施設は、諸制度の規制や要件によって、高コストな宿泊施設となっている部分がある。具体的には、『成長戦略で農業が位置付けられている観光立国・「地域活性化」戦略に含まれる項目(「新しい公共」、PFI)』という観点からも、国内外の老若問わず旅行客があらたな観光としての長期滞在型を新たな価値として地域ステイできる、地域活性の起爆剤として観光戦略の一貫として、宿泊施設の諸規制を見直すことが求められている。 具体的には、更なる消防法の弾力運用及び、食品衛生法の調理施設等の基準の設置の緩和等が求められる。</p>
<p>賛成の意見</p>	<p>長期滞在が可能となる施設を立地するためには、その施設の設置コストの低減が求められていることから、一定程度の更なる規制緩和が必要。</p>
<p>慎重な意見</p>	

【26】 昆委員

<p>規制改革事項 (必ず御記入下さい)</p>	<p>農薬取締法の農薬登録の項目から効果テスト、薬害テストを義務項目から外す</p>
<p>規制の概要 (必ず御記入下さい)</p>	<p>農薬取締法はその成立時点で効果が無い粗悪な製品あるいは薬害発生する資材を排除するという目的が主であった。薬取締法に期待されることは、安全性の向上であり環境負荷の軽減である。にもかかわらず、現在の農薬登録の基準の中に効果テスト、薬害テストが義務付けられている。</p> <p>現在の農薬マーケットにおいて仮に薬害が発生したり効果が無かった場合には、農薬メーカーまたは販売業者は農家にその弁済をしている。企業は自らの企業防衛のために、国から義務化されずとも自ら販売に必要な効果テスト薬害テストを必要な使用地域の試験研究機関などに依頼し行っている。これを制度化されていることは、農薬関連団体に居場所を与えているだけである。</p>
<p>賛成の意見</p>	<p>この効果テスト、薬害テストを農水省の基準によって行わねばならないために、必要な農薬の登録に時間がかかり、新たな病害への対応が遅れ、また、その試験コストが増すために農薬価格が高額になるという弊害がある。</p> <p>また、これまでも農水省が効果テストで認めた農薬でも、使用后数年で耐性が生じ効果が無くなるというケースもある。その意味でも、安全性、環境負荷の最小化と言う問題担保した上で、効果テスト、薬害テストへの国の関与は無くすか、最小限にすべきと思われる。</p>
<p>慎重な意見</p>	

【 27 】 佛田委員

<p>規制改革事項 (必ず御記入下さい)</p>	<p>集落・町内会の行政法人化による地域運営の透明化</p>
<p>規制の概要 (必ず御記入下さい)</p>	<p>集落・町内会は、末端の行政組織であるが、農村等における各団体の理事や委員の推薦のプロセス等や住民自治のあり方は、集落ごとに議決方法に大きな格差があり、必ずしも、集落の民意と透明性を得たものとは言い切れない。</p> <p>また、農業団体の意志決定の透明性が求められているが、そもそも、この集落での意志決定のプロセスとその考え方が起因するとも考えられる。また、米の生産調整などは、農業団体と一体的に集落において行われており、その組織の社会的位置づけは大きい。</p> <p>法人としては、一部に中間法人設立のケースも見られるが、行政組織のあり方としては、十分なものといえない。</p> <p>したがって、集落機能等を行政法人化することにより、そのプロセスを透明化し、合理的な意志決定や意見の反映を行える仕組みを、地域行政政策の枠組みで作る必要がある。また、集落営農が一部持つその社会性を明快に位置づけるためにも、集落や町内を行政法人化することが望ましい。</p>
<p>賛成の意見</p>	<p>現在にあっても、集落等では家長制度等の習慣が色濃く残っており、若年層の構成員の能力や意欲を削ぐケースも見受けられており、少子高齢化を見据えた日本社会のあるべき集落自治のあり方を末端の定義してゆくべきであり、その公平公正な自治の実現により、活力ある地域の再生発展が期待される。</p> <p>行政法人化することにより、その意志決定のプロセスに透明性と公平性公正性が確保される。</p>
<p>慎重な意見</p>	

【 28 】 山下委員

<p>規制改革事項 (必ず御記入下さい)</p>	<p>米の先物市場の創設</p>
<p>規制の概要 (必ず御記入下さい)</p>	<p>米の先物市場については、農協の反対により認められていない。</p>
<p>賛成の意見</p>	<p>米の消費が減少し、米価の低下トレンドが明白になっている中で、先物価格が上昇するとは考えにくい。 また、減反は、従来の減反補助金に加え、減反参加を米の戸別所得補償の支給要件にしたことから、経済的にきわめて強固なものになっている。先物が高いからといって、農家が減反に参加しなくなるとは考えられない。アメリカでは1996年まで減反政策を行いながら、穀物の先物市場が認められてきた。これは減反参加農家に農家保証価格と市場価格の差を補てんするという、今回の戸別所得補償政策とほとんど同じ政策である。農協の真意は、先物市場ができると現物による米価操作ができなくなるためと思われる。 先物市場を否定することによって、農家のリスク・ヘッジの機会を奪っている。このため、米価が下がると、農協は政治力を発揮して、市場からの米の買い入れ・隔離等国の財政によって、価格浮揚を図ってきた。このような無駄な財政支出は先物市場を創設することによって防止できる。</p>
<p>慎重な意見</p>	<p>先物価格が高くなると、農家は減反に参加しなくなる。</p>

【29】 山下委員

<p>規制改革事項 (必ず御記入下さい)</p>	<p>国家貿易企業の廃止</p>
<p>規制の概要 (必ず御記入下さい)</p>	<p>米、麦については、農林水産省、乳製品、生糸については、農畜産振興事業団による国家貿易が行われている。(ミニマムアクセスなどの関税割当数量については民間貿易を認めない。また、国家貿易企業がこれによる輸入差益を徴収するとともに、これを超える輸入についても、関税類似の課徴金を徴収する。)</p>
<p>賛成の意見</p>	<p>世界的に、国家貿易企業は廃止の方向にあり、輸入国家貿易については中国も WTO 加入時に民間貿易を大幅に拡充したほか、輸出国家貿易については、オーストラリア(小麦、乳製品)、ニュージーランド(乳製品)が廃止している(残る輸出国家貿易はカナダのみ)。</p> <p>米については、国家貿易であるためミニマムアクセスの輸入用途を国が恣意的に設定している。さらに、輸入はするものの国内の食用の需要に影響するようには販売しない(つまり、輸入後にただ同然の海外援助や飼料用に納税者の金を使って処理する)ため、莫大な財政負担が必要となっている(95年度から2007年度まで780億円使用)ほか、援助等の需要が発生するまで長期間保管するため、カビによる汚染米事件が発生した。</p> <p>麦についても、輸入先の国、用途に応じた麦の産地品種等については国が決定している。乳製品については、生乳換算13万7千トンの輸入枠を国内の需給動向を見ながら、バター、脱脂粉乳等の個別乳製品に配分して輸入している。しかし、需給調整は国が行うより市場(民間企業)に行わせるほうが適切である。</p> <p>さらに、課徴金については、農林水産省や農畜産振興事業団が徴収するより、いったん国庫に帰属させ、必要に応じて一般会計から農業予算として支出するほうが、支出のチェックがより厳格に行われるため、望ましい。現に、特定財源化されている牛肉関税については、必要に応じ、一般会計から農業予算として支出している(肉用子牛等特別対策費)。</p>
<p>慎重な意見</p>	

【 30 】 昆委員

<p>規制改革事項 (必ず御記入下さい)</p>	<p>食料・農業・農村基本法の見直し(食料自給率の向上目標の廃止)</p>
<p>規制の概要 (必ず御記入下さい)</p>	<p>食料自給率の向上目標が法律で定められていることにより、わが国の農政はその向上に貢献しやすい農作物を生産する農業者に対して、経営の成立要件ならびに需要の有無如何にかかわらず、国際的な水準から過度な交付金の支給など、恒久的な優遇措置をとっている。その結果、より生産性の高い農業者の経営の拡大を遅延させ、それに該当しない農産物を作る生産性の高い農業者の当該作物への参入を阻害しており、農業の健全な発展を妨げている。これは、「食料の供給は、農業の生産性の向上を促進しつつ、農業と食品産業の健全な発展を総合的に図ることを通じ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即して行われなければならない。」とする同法の目的に反している。</p>
<p>賛成の意見</p>	<p>わが国の食料供給を担う農業の継続的な発展には、能力と意欲のある農業者とその資質と経営資源をより発揮できる環境整備が不可欠である。そのため、食料自給率の向上目標を撤廃し、多様化する需要に対応できる農業者の事業運営の安定化と機動性を確保すべきである。</p>
<p>慎重な意見</p>	

【 3 1 】 佛田委員

<p>規制改革事項 (必ず御記入下さい)</p>	<p>あらたな農業地域金融への規制緩和</p>
<p>規制の概要 (必ず御記入下さい)</p>	<p>『「新しい公共」を支える金融スキームの拡充』にあるように、NPO 金融や農業ファンドといったソーシャルファイナンスを助長させる規制緩和が求められる。従前の規模の経済を主軸にした金融のみの社会から、一方、範囲の経済や関係の経済を主軸にした公共社会金融の機能が求めはじめられており、農業をも包含した新たなソーシャルファイナンスを定義し、その運営に必要なスキームと制度整備が必要となる。 具体的には、商法における匿名組合契約についての本人確認法による本人確認の手続きについて、その法の趣旨をふまえた範囲内で少額場合の本人確認等については免除する等の措置及び、貸金業法第4 段階施行で導入される指定信用情報機関制度において、NPOバンク等を適用除外とすること等の緩和が求められる。</p>
<p>賛成の意見</p>	<p>農業及び地域産業が生活者との関係を構築するに当たり、あらたな非営利的金融手法の導入によって、社会的機能としての農業等の取組を支援する公共社会金融の枠組みの整備とその規制の緩和が必要である。</p>
<p>慎重な意見</p>	

【 3 2 】 山下委員

<p>規制改革事項 (必ず御記入下さい)</p>	<p>中小企業信用保険制度に農業、林業、漁業を追加</p>
<p>規制の概要 (必ず御記入下さい)</p>	<p>農業等については、それぞれの業種ごとに農業信用保証保険制度等の信用保険制度があるが、中小企業信用保険制度の対象ではない。</p>
<p>賛成の意見</p>	<p>融資には情報の非対称性がつきものであるが、農協は農協口座等により農家の経済活動を逐一把握できる。さらに、組合員への債権についても農産物販売代金から差し引き、容易に回収することができる。窓口の少ない政策公庫の融資も農協が窓口となって、転貸してきた。農協が農業金融を独占的に扱ってきたのである。</p> <p>しかし、このような農協の独占的地位のため、一般の民間金融機関が農業分野に参入することは困難なばかりか、農協と疎遠な主業農家・専業農家が融資を受ける道を狭めている。一般の民間金融機関が負担せざるを得ない情報の非対称性解消に必要となる多大な審査業務を軽減するためには、債務保証を行う公的機関が必要である。</p> <p>しかし、農業信用基金協会については、農家や農協しか会員になることはできないため、一般の民間金融機関が国等の制度融資について信用保証を得ようとしても、基金協会と個別に契約を締結しなければならない。また、対象となる融資についても、農協のプロパー資金は当然対象となるのに対し、基金協会との契約がなければ、銀行のプロパー融資は対象とはならない。さらに、このような契約がある場合でも、債務保証の審査を行う協会幹部は農協関係者が多く、民間の金融機関は情報の農協への流出を恐れ審査に二の足を踏むこととなる。</p> <p>従来、旧農林漁業金融公庫が農林水産物の加工に対して新たに融資制度を設けようとする場合(特定農産加工資金等)には、加工についての権限や知見を有していた中小公庫、国民公庫とともに、共同して融資を行う仕組みとしてきた。農業の信用保証だけ、農業系の機関が独占的に行う必要はない。</p>
<p>慎重な意見</p>	<p>専門性を発揮するためには農業系の機関が行うべき。</p>

【 3 3 】 山下委員

<p>規制改革事項 (必ず御記入下さい)</p>	<p>農業補助金受給要件のいわゆる「3戸要件」を廃止して、一定規模以上等の要件に代替する。</p>
<p>規制の概要 (必ず御記入下さい)</p>	<p>農家が3戸以上集まらないと補助金を受けられない。</p>
<p>賛成の意見</p>	<p>農家の共同事業でなければ補助の対象としないというのは、ほとんどの農家が等しく小さかった農地改革後の状況に対応したものである。しかし、農家の分化が進んだ現在、零細な農家3戸が集まって2haで農業を行えば補助金が受けられ、10haの農家1戸では補助金が受けられないのは、不合理である。</p>
<p>慎重な意見</p>	

【34】 木村委員

<p>規制改革事項 (必ず御記入下さい)</p>	<p>米の農作物検査法(「年産」や「品種」の表示)のあり方について</p>
<p>規制の概要 (必ず御記入下さい)</p>	<p>国内産の米について、「年産」「品種」を表示するためには、農作物検査法の証明を受けることが必要で、それ以外は「未検査米」となる。ところが、この検査を実施できるのは農協か大手米穀店しかなく、これらの機関は当然自分たちの販路に乗るものを優先するので、持ち込み依頼分は10月以降にしか検査されない。この結果、自己流通させようとする(農協や大手米穀店に出荷しない)農家にとっては、一番の商機である新米のシーズンに「新米」と表示することができない事態が発生している。</p> <p>他方で、有機栽培や特別栽培米の認証を受けているものは、義務として栽培履歴が残っているし、公的機関の検査も受けている。いわば、官のお墨付きを得たものであるが、農作物検査法の検査を受けないと未検査米扱い。</p> <p>トレーサビリティがきちりして公的な認証が取れるのであれば、農作物検査法の証明を省略できるという規制緩和を求める。</p>
<p>賛成の意見</p>	
<p>慎重な意見</p>	

【 3 5 】 農業WG

規制改革事項	食品表示制度の見直し(食用油に係る原料原産地表示の導入等)
規制の概要	食用油の品質表示については、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づき定められた加工食品品質表示基準・食用植物油品質表示基準等により規制されているところ、原料原産地の表示義務はない。
賛成の意見	食用油の原料のほとんどが外国産である(油脂類の自給率は13%)にも関わらず、原産地の情報が消費者に伝わらない。消費者が国産原料の食用油を選択することができ、国産原料の生産の振興にもつながるよう、食用油について、原料原産地の表示を義務付けるべきである。
慎重な意見	

【 3 6 】 本間委員

規制改革事項	漁業関連法制度の抜本的な見直し
規制の概要	<p>我が国の水産業と水産行政は、戦後の民主化と漁業調整を目的とした漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）・水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）制度をいまだに維持している。</p> <p>これらの法律は、資源の管理や取り締まり、環境の保全などが不十分な法体系であるため、200 海里内資源の悪化と乱獲により現在の漁業経営は多くが立ち行かなくなり、漁業者の活動を経営の基盤とすべき漁業協同組合（以下「漁協」という。）も約 4 分の 3 が慢性的な赤字である。</p> <p>こうした資源の悪化と乱獲に加え、過剰投資により経営が成り立たないにもかかわらず、補助金が投入され、税の減免措置も講ぜられている実態がある。</p>
賛成の意見	<p>我が国の水産業の再生には、現行の資源管理の仕組みを根本的に改め、科学的根拠に基づく水産資源の適切な保存と管理を環境の保全とともに厳格に運用することにより、水産資源の持続可能性を回復させ、漁業経営の安定化と持続性を確保することが不可欠である。</p> <p>そのため、上記の漁業関連法制度の全面改正とともに、現状の資源量に見合う漁船数や資源を回復させるまでの期限などに関する「持続的な資源総合利用のための基本的なビジョン」の策定、資源評価及びモニタリング実施のための公的な独立機関の設置手目の、とともに、</p> <p>あわせて、水産資源が公共的な資産（共有物）としての性格を有するとの国際的な観点から国民共有の財産として法的に明確に位置づけることが必要である。</p>
慎重な意見	

【 3 7 】 本間委員

<p>規制改革事項</p>	<p>資源管理制度の見直し</p>
<p>規制の概要</p>	<p>我が国の水産資源管理は、数百種に及ぶ漁獲対象種のうち、わずか7魚種のみにはT A C (Total Allowable Catch:総漁獲可能量)が設定されており、しかも資源状態が悪化している魚種についてもT A CがA B Cを超えるものとなっている。</p> <p>また、漁獲方式をみると、早い者勝ちであるオリンピック方式が基本であり、漁業者間の漁獲競争や設備投資が激化しやすいデメリットがある。</p> <p>さらに、T A Cを100万トン以上に設定しても資源の持続性に悪影響を与えない資源量が豊富なさんま資源が政省令によって漁法が制限されているため有効活用されていない。</p>
<p>賛成の意見</p>	<p>水産資源を回復させ、漁業経営の安定化を図るためには、T A C設定魚種を拡大して、T A CをA B C以下に設定することを義務化し、かつ資産の流動化を促すための漁業者または漁船毎に漁獲量を割り当てるI T Q ( Individual Transferable Quota : 個別譲渡性割当 ) 方式を導入することが、諸外国の事例にかんがみれば、現状では最も効果的と結論づけられる。</p> <p>また、さんま漁業に関する政省令規定( 漁業法第52条第1項の指定漁業を定める政令( 昭和38年政令第6号 ) 及び指定漁業の許可及び取締り等に関する省令( 昭和38年農林省令第5号 )) を直ちに廃止し、さんま資源の有効利用のため、まき網漁業とトロール漁業にさんまの漁獲を許可すべきである。</p>
<p>慎重な意見</p>	

【 3 8 】 本間委員

規制改革事項	漁業権の開放
規制の概要	<p>定置漁業権及び区画漁業権漁業権においては、優先順位等により参入の制限や条件を設けていることから、新規参入を阻害し、漁業の衰退を招いているとの指摘がある。</p>
賛成の意見	<p>沿岸漁業の活性化に有効な策として、定置網漁業や養殖業などの漁業権漁業においても、海域の環境保護と科学的根拠に基づく資源の持続的利用を図りつつ、意欲と能力のある者の参入を促し、漁業経営の持続性と意欲を回復、向上させるべく制度を改めていく必要がある。</p> <p>そのため、優先順位を撤廃し、資格要件の見直しとともに、一般の個人・法人が一定ルールの下で適切に参入可能な法体系を整備するとともに、漁業権の免許期間を延長し、投資による経営の安定化を図るべきである。</p> <p>また、漁協が管理権限を持つ特定区画漁業権については、管理主体を基本的に漁協に限定せず第三者機関も行えることとし、組合員に限らずそこから漁業者が行使権を得て養殖業を営めるようにすべきである。</p> <p>さらに、定置漁業権及び特定区画漁業権の行使の権利の売買や譲渡を可能とし、定置網漁業や養殖業の効率的な投資や事業運営を促すべきである。</p>
慎重な意見	

【 3 9 】 本間委員

<p>規制改革事項</p>	<p>漁業協同組合経営の透明化・健全化の実現</p>
<p>規制の概要</p>	<p>平成 18 年度の漁協の収支状況は、全体では黒字となっているものの、その内訳をみると、信用事業や購買事業等の本業による収益については 1200 余りある漁協の約 4 分の 3 が赤字で、その赤字額は全体で 48 億円となっている。その赤字額を 122 億円の事業外利益で賄い、経常利益として 73 億円の黒字にしているのが漁協の経営実態である。</p> <p>事業外利益やその他事業の収益の収入元や内訳など漁協経営の内容については、より明確かつ分析可能な情報が開示される必要がある。</p> <p>また、組合員資格を満たさない者が組合員として漁業権の行使に携わるなどの問題が生じており、組合員資格の厳正な審査とこれを踏まえた漁協組織の見直しも急務である。</p>
<p>賛成の意見</p>	<p>漁協の収入は、漁業権の行使の結果あげられる漁業収入と、海砂利採取による収入などのその他の収入に分かれるが、漁業権の存在により獲得されたものとそれ以外のものは、その内訳を明確に分けて計上するとともに、漁業の収入を含む事業計画書の明確化と、信用事業を行う漁協の事業部門の収支情報の一般への情報開示を徹底すべきである。</p> <p>また、全国漁業協同組合連合会が資格認定する監査士が、公認会計士と比較してどのような能力を有するのか、かつ、監査士の具体的な監査の実施状況とその実効性を検証すべきである。</p> <p>外部監査の導入が、現行の漁協の経営実情の悪化から妥当であると考えられ、全国漁業共同組合連合会監査士の内部監査に加えて、公認会計士の監査を実施すべきである。</p> <p>さらに、組合員資格の厳正な審査条件を満たさない組合員の排除、組合員数を満たさない組合の解散等を徹底すべきである。</p>
<p>慎重な意見</p>	

【 4 0 】 本間委員

規制改革事項	養殖制度の見直し
規制の概要	<p>水産物を安定的に国民に供給するためには、悪化した水産資源の回復に加え、養殖業の持続的発展が不可欠である。</p> <p>海外には規模の拡大や新技術の導入により生産性を高め、生産量の増加及び生産の効率化を果たしたのみでなく、養殖場の環境対策や養殖魚の安全管理を厳格に行い、世界に認められる価値の高い養殖魚の持続的生産を可能にし、輸出産業にまで発展させているノルウエーやチリなどの漁業国も存在する。</p> <p>一方、我が国の養殖業においては、漁業法や水産業協同組合法などで養殖規模や新規参入が制限され、諸外国に比べて規模や生産性が小さく、経営の合理化は行われていない。加えて、海洋生物資源管理法などにおける海洋環境保全の理念欠如により養殖漁場環境の劣化、クロマグロやブリなど天然種苗の過剰採捕による種苗調達の困難性や天然資源への悪影響等の弊害が生じている。</p> <p>養殖における生産量は20年前から停滞を余儀なくされ、生産額も減少しており、経営体数においては半分の水準にまで減少している。</p>
賛成の意見	<p>養殖数量の安定的な確保及び養殖業の持続的な発展のためには、適切な海洋環境を維持することはもちろん、天然資源の未成魚を利用するクロマグロやハマチなどの蓄養・養殖においては、未成魚の乱獲を防止し天然資源への悪影響を回避することが不可欠である。</p> <p>養殖を行う上で、陸上養殖業の法的な位置づけを明確にするとともに資源と環境を保護するための法制度を整備し、「中期的な漁場及び資源の国家利用計画」を策定すべきである。</p> <p>既存の養殖業者の実績を踏まえつつ、新規参入を希望する者にも数量及びスペースの割当てが行われるように、上記の中期的国家利用計画を踏まえた養殖業における譲渡可能な個別割当制度を導入すべきである。</p>
慎重な意見	

【 4 1 】 佛田委員

<p>規制改革事項 (必ず御記入下さい)</p>	<p>土地改良区に必要な、水路における小水力(マイクロ)発電に関する規制緩和</p>
<p>規制の概要 (必ず御記入下さい)</p>	<p>土地改良区が実質的に管理しない集落内における農業用水路等における小水力(マイクロ)発電についても、土地改良組合との協議が必要となり、実際の設置にはその管理主体である集落の合意に委ねるべきである。</p>
<p>賛成の意見</p>	<p>日本における用水路は、急勾配な箇所も多く、小水力発電に適している箇所も多い。昔は、水車や野菜の洗浄等にもよく使われていた。給水の水量の確保にさえ大きな障害が起きない限り、小水力発電(マイクロ発電)によって、電力供給が困難又はコストのかかか利用が可能になることから、獣害対策の電牧や微気象の情報収集の気象ロボット、ネットワークセンサーや無線 LAN、夜間照明等への電力供給が恒常的に可能となり、または、周辺農業施設への電力供給によってコスト削減の一助となる。</p>
<p>慎重な意見</p>	

【 4 2 】 木村委員

<p>規制改革事項 (必ず御記入下さい)</p>	<p>食品リサイクル法、廃掃法に係る規制緩和</p>
<p>規制の概要 (必ず御記入下さい)</p>	<p>現在、リサイクル業は、廃棄物処理業としての業の許認可が必要となる。しかしながら、廃掃法が厳しい為にお客様の要望通りに事業をする事が難しい場合が多くなってきている。食品リサイクル法の制定により、一部の規制は緩和されたかに見えるが、承認を得るために1年以上の時間がかかり、とても柔軟な運用がされているとは思えない。是非、循環が明らかな場合は特例、或いは規制を緩和させる制度をつくってほしい。</p>
<p>賛成の意見</p>	
<p>慎重な意見</p>	

【 4 3 】 木村委員

<p>規制改革事項 (必ず御記入下さい)</p>	<p>一般廃棄物の処理料金について</p>
<p>規制の概要 (必ず御記入下さい)</p>	<p>食品残さのリサイクルを行う場合、産業廃棄物と一般廃棄物の双方を取り扱うことになる。一般廃棄物は市町村管理となっており、市町村の焼却場で処分が可能だが、それにより、一般廃棄物の処理料金は暗に決定される。(市町村との横並びが求められる。)つまり、民間のリサイクル業者は税金で保護されている焼却炉と勝負しなければならないという理不尽な構図になっている。</p>
<p>賛成の意見</p>	
<p>慎重な意見</p>	